

公益社団法人静岡県薬剤師会事務局組織規程

平成 24 年 4 月 12 日 制定
平成 24 年 7 月 12 日 一部改正
平成 27 年 3 月 12 日 一部改正
平成 30 年 4 月 12 日 一部改正

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人静岡県薬剤師会定款第 60 条第 5 項の規定により、事務局の組織、職制及び職務に関し必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 事務局に総務スタッフ及び業務スタッフを置く。

2 総務スタッフ及び業務スタッフの分掌事務は、別表に定めるとおりとする。

(職制)

第 3 条 事務局に事務局長を置く。

2 必要に応じて事務局に事務局次長、医薬品情報管理センター所長（以下「D I 所長」という。）、主幹、医薬品情報管理センター副所長（以下「D I 副所長」という）、主査、主任、主事及び技師を置くことができる。

3 前項の職のうち、技師は薬剤師をもってあてる。

4 会長は、事務局長に事故あるとき又事務局長が欠けたときは、事務局長代理を指名することができる。

(職務)

第 4 条 事務局長は、事務局の事務及び技能労務を掌理し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長が事故あるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 D I 所長は、医薬品情報管理センターの事務及び技能労務を掌理し、職員を指揮監督する。

4 主幹は、企画・調整等の知識経験を必要とする事務を担当し、職員に対して必要な指導、助言を行う。

5 D I 副所長は、D I 所長を補佐し、D I 所長が事故あるとき又はD I 所長が欠けたときは、その職務を代行する。

6 主査は、相当な知識及び経験を要する一般事務又は技能労務を担当する。

7 主任は、相当な経験を要する一般事務又は技能労務を担当する。

8 主事は、一般事務を担当する。

9 技師は、一般の技能労務を担当する。

(その他の職)

第 5 条 必要があると認めるときは、第 3 条に規定する職制以外に参事、調査役、非常勤の嘱託、臨時職員、その他職員（以下「任用職員」という。）を置くことができる。

2 任用職員の任命は会長が行う。

3 任用職員の職務は、会長の承認を経て事務局長が定める。

(委任)

第 6 条 この規程に定めのない事項は、会長が理事会の決議を経て処理する。

(制定及び改廃)

第7条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月12日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 社団法人静岡県薬剤師会事務局組織規程（平成17年1月13日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成24年7月12日から施行し、平成24年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年3月12日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月12日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(別表) 第2条関係 分掌事務

スタッフ	分掌事務
総務スタッフ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 法人の運営に関する事。 2. 総会、理事会及び常任理事会に関する事。 3. 定款の改正、その他諸規程の制定及び改廃に関する事。 4. 理事、監事及び代議員の就退任及び履歴管理に関する事。 5. 理事及び監事の公務災害補償に関する事。 6. 会員の名簿管理、会費及び福利厚生に関する事。 7. 職員の人事及び福利厚生に関する事。 8. 報酬、給与及び旅費に関する事。 9. 公印の保管に関する事。 10. 文書の收受、発送及び保存に関する事。 11. 事務局の組織に関する事。 12. 情報公開に関する事。 13. 事業計画及び収支予算に関する事。 14. 事業報告及び決算に関する事。 15. 収入及び支出に関する事。 16. 資金計画の策定及び資金調達に関する事。 17. 契約に関する事。 18. 現金、預金、有価証券及び物品の出納に関する事。 19. 財産管理に関する事。 20. 資金運用に関する事。 21. 静岡県薬剤師会館の管理運営に関する事。 22. 保険薬局及び保険薬剤師の指定申請・届出事務に関する事。 23. 薬剤師賠償責任保険制度、薬剤師年金、薬剤師国民年金基金、日薬共済部、医薬品医療機器総合機構及び薬局ローンに関する事。 24. 書籍及び諸用紙の斡旋事務に関する事。 25. 災害時等の医薬品の確保及び供給に関する事。 26. 広報に関する事。 27. 前各号に掲げるもののほか、事務局の所掌事務で他のスタッフの所掌に属しないこと。
業務スタッフ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 薬学及び薬業の進歩発展に関する事。 2. 薬業を通じて医薬品の適正使用等医療貢献に関する事。 3. 公衆衛生の普及及び指導に関する事。 4. 薬事衛生の普及及び啓発に関する事。 5. 地域医療への貢献及び医療安全に関する事。 6. 医薬品情報管理センターの運営に関する事。